

畜産情報活用推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3(2021)年度畜産情報活用推進事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和4(2022)年3月31日(木)まで

3 契約金額の上限

13,992,600円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 業務内容

本事業の業務内容は以下のとおりとする。

なお、各業務の設計、実施、とりまとめの方向性等について、栃木県農政部畜産振興課と密接な情報共有を図りながら実施すること。

(1) 検討会の開催

栃木県(以下、「県」という。)、モデル生産者、業界団体及び学識経験者等の外部識者を含む有識者による「栃木県畜産情報活用推進に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を開催することとし、本検討会の運営について下記の通り行うこと。

ア 開催時期・回数

検討会は、令和3年8月末～令和4年3月初旬に掛けて、3回以上開催し、1回当たり2時間程度の会議時間とすること。

受託者は県と協議の上、検討会の事務局業務を行うこと。

イ 会場

検討会は、対面形式での実施(会場は県庁内を予定し、会場費用は不要とする。)を原則とするが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、リモート形式等による実施も可とする。

ウ 検討会資料の作成

検討会で使用する資料は、県と協議の上、受託者が作成し印刷すること。

エ 開催内容

検討会においては、①実施計画案、②中間報告(1回以上)、③最終報告案について議事とすること。受託者は、検討会の議事録を作成すること。

エ その他

検討会の開催経費(検討会有識者の旅費、謝金等)については、受託者負担とすること。

(2) 生産者へのアンケート調査

県下の養豚生産者約100者に対し、養豚におけるデータ利活用にかかる現状や課題、要望についてアンケート調査票を作成し、回答票の分析を行う。調査票の配布方法は県と相談の上決定すること。

(3) 食肉等のデータを活用したモデル農場での調査・検証

とちぎ食肉センター等のデータ分析・飼養方法改善策提示に関する実証実験を行い、問題

点・課題を抽出し、課題解決のための方策を検討する。

ア 実証内容

とちぎ食肉センターの実際のデータを用いてモデル農場へのデータ分析結果の提示並びに分析結果等から考え得る飼養方法改善施策を検討会有識者と共に検討し、モデル生産者に提案する。提案を受けたモデル生産者の飼養・出荷の結果を基に、食肉データの比較や事業の課題を整理する。

イ モデル生産者

モデル生産者は規模等が異なる生産者2戸以上とする。対象者の選定は県と相談しながら実施すること。

(4) 食肉センター情報活用に関する県外優良事例収集及び現地調査の実施

食肉センターの情報を生産者に還元する取組を行っている他県の優良事例について調査を行う。また、1県以上に対して現地を訪問し、ヒアリングを行う。

(5) 食肉センターやその他ビッグデータの総合的な活用方法の検討

養豚に関連する情報について、どの様なデータが存在するかを整理する。データを統合的に分析し、生産者に還元することによって、食肉の枝肉上物率の向上や家畜死亡率の低減に資することが出来るかについて、実証結果の分析、国の動向調査、家保等の関係者へのヒアリングによりとりまとめる。

また、上述のデータの収集・分析・情報提供システムの概要、生産者等に提供するアウトプットイメージ及び画面遷移イメージ等についてとりまとめ、9月末、3月末の2回に亘り、その構築・運用のための見積を行い、県に提出する。

(6) 外部識者からの助言

事業の進捗状況の妥当性を判断するため、外部識者からの助言を受けること。

なお、外部識者は、養豚における食肉データ分析の専門家1名以上とすること。

(7) 成果報告書の提出

事業の成果をとりまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

なお、報告書については、(6)の外部識者と県に事前に記載内容の確認を行うこと。

5 対象経費について

本事業の経費をもって、他の業務や事業の経費に充ててはならない。

各業務に係る運用、調査、分析、開発、実証、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費、機器類の導入・設置費等）は、全て委託金額に含む。

委託費は、直接経費と一般管理費を計上することができるものとする。

(1) 直接経費には、本事業の遂行、事業成果の取りまとめに直接必要とする次の経費を計上することができるものとするため。

ア 物品費（設備備品費、消耗品費）

イ 人件費・謝金

ウ 旅費

エ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税相当額）

なお、直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限るものとする。

(2) 一般管理費には、本事業の遂行に関連して実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費で、直接経費の10%に相当する額を上限として計上できるものと

する。

見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「コンソーシアム運営費」、「データ収集費」、「データ分析費」、「一般管理費」を別立てで計上し、積算すること。

6 その他業務実施に際しての留意事項

(1) 総括責任者の配置

受託者は、本事業の実施に当たり、同種類別の業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。具体的には、国又は県において、農林畜産分野におけるICT構築支援業務を行った経験を有すること。

総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更はできない。

加えて、生産者やと畜場等へのヒアリング経験を有するメンバーを配置すること。

(2) 業務及び結果等の管理

事業完了後、速やかに事業完了届及び成果報告書を作成し、県に提出すること。

(3) 権利等

本仕様書により制作された成果品の一切の知的財産権（※）は、完了検査をもって全て県に移転することを想定しているが、細部については、事業開始後に進捗状況を踏まえて、県と受託者との間で「知的財産の取扱いに関する合意書」を取り交わすことなどにより追加的に検討できるものとする。

成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

納品するクリエイティブに関する著作権、肖像権等の権利は県に帰属するよう整理すること。

第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

※知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいう。

(4) 購入機器等の帰属及び管理

本事業で受託者が委託契約に基づき購入した機器類等の物品の所有権は、受託者に帰属するものとする。

受託者には、本事業の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理すること。

また、機器類等の物品の導入に際しては、その必要性や必要数、有する能力等について十分に検討し精査を行うこと。

なお、購入した機器類等の物品については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示すること。

(5) 秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。

なお、本事業で知り得た情報について、業務上第三者に提供することがどうしても必要な場合は県に協議をするものとする。

(6) その他

本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。

事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

本事業の再委託は原則として認めない。

ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。

本事業の遂行に当たっては、基本的に収益を伴わないものであること。

また、本事業の実施により受託者に相当の収益が生じたと認められる場合は、県は受託者に対して発生した収益の金額を委託契約額から減額することができる。

県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

7 成果品

(1) 提出物

事業完了届（A4版）1枚、成果報告書（A4版 冊子）3冊及び電子媒体（成果報告書や分析データ、画像資料等を収めたCD-R若しくはDVD-R）1枚

(2) 提出場所 栃木県農政部畜産振興課

(3) 提出期限 令和4(2022)年3月24日（木）

8 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 事業実施計画書及び実施工程表

イ 総括責任者通知書

ウ その他県が必要に応じて求める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

ア 事業完了届

イ 成果報告書及びDVD-R

ウ その他県が業務確認に必要と認める書類

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上、当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 受注者は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報
情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに発注者に返還するものとする。た
だし、発注者が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は
作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該
個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資
料等を廃棄し、又は発注者に引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したと
きは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き、この契約に
よる個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託しては
ならない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場
合には、発注者が受注者に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措
置を当該第三者(以下「再委託先」という。)に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、受注者は、再委託先にこの契
約による一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、当該個人情報を取り扱
う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、受注者は、受注者及び再委託
先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示す
る事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損そ
他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注
者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務を処理す
るために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は受
注者に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人
情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行
うことができる。